額の場合	連業集積区域等 特別控除、企業 の法人税額の特 取得した場合の	立地促進区 別控除又に	区域にお は避難解	いて機 除区域	械等る 等にも	を取得 おいて	した 機械	事年	業度		•				法人	名						
税	額控除に関す	柒特例	法第17	7条0	D 2	• 震	災特·	例法	第17约	条の :	2の	2・扂	戛災	特例	法第	17 <i>§</i>	その 2	2の3				
事等、たり	をの内容及び認定 提出企業立地促 日等又は避難等指	地方公共団造計画の扱ったが解除る	団体の名詞 是出のあっ された日	称 つ 等																		
	種		3	類 3																		
資	構造、設備	の種類を	スは区グ	分 4																		
産	細			目 5																		
区 分	取 得	年 ,	月	日 6	平	•	•	平			,	平			2	平	•	•	7	Z.		
),	事業の用に	供した	年月	日 7	平	•	•	平	•		•	平			2	平	•		<u> </u>	Z.		
取	取得価額	又は製	作価額	額 8			円				円				円			ı	円			円
得	法人税法による積																					
価額	差引改复	<u>- ユー・</u> E 取 得) — (9)		額 10																		
	(8) — (9) 法	人 和	 脱	額	の	 特	別	ij	控	ß	ì È	額	の		 計	算					
		質の合		額 11				円				期	税額				妬	19				円
当	((加)の合計) 同上のうち建物及びその附属								前	AB .	h-12 T)		(15) —					13				
	設備並びに構築物に係る額 税額控除限度額 ((11)-(12))×150+(12)×80								期	繰ぇ	戡 朽		控除 ((25)σ		芟 趙	道 週	額	20				
	当期の所得に対する法人税の額								同上のうち当期繰越税額控 ((19)と(20)のうち少ない									21				
期	(別衣 · (一) · [2] 、別衣 · (二) · [2] 人(1) (五) · [2] 人(1) · [2] 人(<u> </u>				越								好百	00				
	当期税額控除可能額									(別表六(二十三)「32の								22				
分	((13)と(15)のうち少ない金額) 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「33の②」)								分	当	期		越 税 (21) —		控	除	額	23				
	当期分の	特別:							法	人	税	額 (の特 3)+(2:	別	控	除	額	24				
	(16	i) — (17) 翌	朝 繰	越	税	額		除	限	度					の	計	算					
		<u> </u>	前 期	繰	越	額	又に	t u								· 전	对	男	繰		越	額
事業年度又は連結事業年度 当期税額					控 25	除限	度	頁 ⁻	7	91 13	. 1%	26) HE	115	4			(2:	5) — 27	(26)		
<u> </u>	F •	•					F	日							円	61						
<u> 2</u>		<u>.</u>														外 外						円
<u> </u>	<u> </u>	•														外						
<u>2</u>	<u>F</u> •	•														外						
<u> </u>	<u>F</u> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<u>.</u>														外						
<u>7</u>	F •	•														外						
<u>7</u>	F •	:						(0	11)							外						
	計		(13)						21)							外						
	当 用 合	分 計						,,	-/						_							
機				械			備			等		の		概		要						

別表六 (二十一) の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例 法」といいます。)第17条の2第2項若しくは第3項《復 興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人 税額の特別控除》、第17条の2の2第2項若しくは第3 項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除》又は第17条の2の3第2項若しく は第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に 記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がない ためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、ご注意ください。

- (1) 震災特例法第17条の2第1項の表の各号の第5欄に 掲げる減価償却資産又は同法第17条の2の2第1項若 しくは第17条の2の3第1項に規定する特定機械装置 等を事業の用に供した事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等2」は、次により記載します。
 - (1) 法人が震災特例法第17条の2第2項又は第3項の規 定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項 に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各 号のいずれかの区域の名称を記載します。
 - (2) 法人が震災特例法第17条の2の2第2項又は第3項 の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第 1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった 日(企業立地促進区域(同項に規定する企業立地促進

- 区域をいいます。以下同じ。)の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、 当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで(定義)に掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
- (3) 法人が震災特例法第17条の2の3第2項又は第3項 の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第 1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復 興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除 された日を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受 ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし て積み立てる方法により経理したときに、その積み立て た金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 4 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、震災特例法第17 条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の 特例》又は平成24年改正法附則第23条第2項《法人税の 額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》 の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定 の適用を受ける場合に、別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載 します。この場合において、「計」及び「合計」の記載 に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 5 「機械設備等の概要」には、減価償却資産が震災特例 法第17条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる資産又 は同法第17条の2の2第1項若しくは第17条の2の3第 1項に規定する特定機械装置等に該当することの詳細を 記載します。